

**** 地方公共団体等でもテレビ放送による臨時災害放送を行うことができます ****

◎ 総務省では、災害時において、地方公共団体等に対してテレビ放送用送信設備を無償で貸し出す仕組みを設けています。

総務省では、地方公共団体等における災害対応に資するため、以下のようなテレビ放送用送信設備を無償で貸し出しています。また、総務省を通じて、貸出設備の他に実際にテレビ放送を行う際に必要となる機器や技術的なサポートの提供を受けることも可能です。

送信機



- 送・受信可能周波数 ch13~52
- 伝送波数 1波
- 送信出力 10mW~3W(可変)

送信出力は、エリア放送を行う場合は、
【フルセグ型】原則：10mW以下、特例：130mW以下
【ワンセグ型】原則：(10/13)mW以下、特例：10mW以下

送信アンテナ1



- 周波数 ch13~52
- 偏波面 水平又は垂直
- 利得 4面合成時 2.15dBi
- 給電接栓 N-J型
- 最大入力電力 30W
- 4面合成 水平面無指向性

送信アンテナ2



- 周波数 ch13~52
- 偏波面 水平又は垂直
- 利得 3段3面時 6.65dBi
- 給電接栓 N-J型
- 最大入力電力 100W
- 3面合成 水平面無指向性

※ このほか、受信アンテナや同軸ケーブルなど付属品があります。

◎ 地方公共団体等においては、このテレビ放送用送信設備等を用いて、エリア放送によって臨時災害放送を行うことにより、テレビ放送を通じて、被災地に災害情報や生活関連情報を提供することができます。

エリア放送による臨時災害放送とは...

地方公共団体等においては、総務省から貸し出されたテレビ放送用送信設備等を用いて、エリア放送^(※)により、臨時災害放送を行うことができます。エリア放送によって放送された災害情報や生活関連情報は、被災地において、一般的な家庭のテレビ受信機やワンセグ・フルセグ対応のスマートフォンやカーナビなどで視聴することが可能です。

※ エリア放送：一の市町村の一部の区域のうち特定の狭小な区域における需要に応えるために行われる放送であり、当該区域において地上デジタルテレビ放送等他の無線システムに干渉しない範囲で「ホワイトスペース」と呼ばれる周波数帯を活用して行う一般放送

臨時災害放送局を開局する場合は...

災害時にエリア放送による臨時災害放送局を開局する場合は、F M放送による臨時災害放送局と同じように『臨機の措置』による免許手続により、電話等で口頭による免許申請を行い、免許を受けることが可能です（後日、正式に申請書類を提出することが必要です。具体的な申請手続等については、以下のマニュアル等をご参照ください。）。

【エリア放送に係る免許申請について】

『 エリア放送参入マニュアル（平成30年4月5日総務省情報流通行政局） 』

URL) http://www.soumu.go.jp/main_content/000284107.pdf

【F M放送による臨時災害放送局に係る免許申請について】

『 臨時災害放送局開設の手引き（2019年7月総務省情報流通行政局地上放送課） 』

URL) http://www.soumu.go.jp/main_content/000635159.pdf

《臨時災害放送局の開局イメージ（臨機の措置の場合）》



ただし、使用する周波数の選定や他の無線局に混信を与えないための検討・調整の状況により、免許を受けるまでに時間を要することがあります。また、検討・調整の結果、使用できる周波数が確保することができず、免許を付与することができないことがあります。

なお、エリア放送による臨時災害放送局についても、電波法令に基づき、地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合には、免許申請手数料・検査手数料や電波利用料は免除されます。

免許等の手続については、各地域の総合通信局等にお問合せください